海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県条例第61号

海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

海岸占用料等徴収条例(平成12年岩手県条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(占用料の算定方法)	(占用料の算定方法)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表第1により	2 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表第1により
計算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額とする。	計算した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。
3 [略]	3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。